

生徒指導提要の改訂

児童生徒課

生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する基本書として、生徒指導の考え方や指導方法、個別課題への対応（いじめ、不登校、暴力行為…）等について、これまでの関連法やガイドライン、通知の内容等について網羅的にまとめたもの。

1. 改訂の経緯

生徒指導提要作成（平成22年）から10年以上が経過。以下状況等を踏まえ改訂。

- ・ 生徒指導に係る「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等が施行されるなど、生徒指導を取り巻く状況が変化。
- ・ 中教審答申（※）において、児童生徒の問題行動の発生を未然に防止するために、課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導等の「積極的な生徒指導」の充実を図るべきと提言。

（※）『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）
 （令和3年1月26日中央教育審議会）第Ⅱ部 各論2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について
 （6）いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策（抄）

2. 主な内容

（1）生徒指導の基本的な考え方（1.1 生徒指導の定義、1.2 生徒指導の構造）

教育基本法の目的及び目標に照らした生徒指導の定義について記載（本紙P.4）。

課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず、児童生徒の発達を支えるような生徒指導の側面に目を向けることも重要。

生徒指導の定義：生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

発達支持的生徒指導：特定の課題を想定せず、思いやりや共感性、自己理解力や課題解決力等を育成。

課題予防的生徒指導：特定の課題を想定しつつ（いじめや自殺予防、非行等）、未然防止教育や早期発見・対応に資する取組を実施。

困難課題対応的生徒指導：学校内では対応が困難な課題について、校外の専門家や関係機関等とも連携しながら対応。

※生徒指導にあたっては、以下のような視点に留意。（1.1.2 生徒指導上の実践上の視点）

- ① 自己存在感の感受
- ② 自己決定の場の提供
- ③ 共感的な人間関係の育成
- ④ 安全・安心な風土の育成

(2) 個別の課題に関する主な記載

組織的対応・関係機関等との連携 (第3章)

- ・ 個別の事案について、学級担任等の個人で対応するのではなく、チーム学校として学校組織全体で対応できる体制を構築することが重要。
- ・ 学校のみで対応が困難な課題については、警察や医療機関、福祉部局等の関係機関との連携が必要。

①いじめ (第4章)

- ・ 「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」等に基づいた、学校におけるいじめの積極的な認知、いじめの解消に向けた取組、いじめの重大事態調査の実施等の徹底。
- ・ いじめを生まない学校の環境づくりや児童生徒がいじめをしない態度を身に付けるような働きかけの必要性、いじめ事案発生後の適切な対応。
- ・ いじめ加害児童生徒に対しては、加害行為の背景や抱える課題等についてアセスメントを行いながら指導方針を定めることが必要。

② 不登校 (第10章)

- ・ 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律」等に基づいた、個々の状況に応じた不登校支援の実施。
- ・ 養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の整備。
- ・ 不登校に至らない環境づくりの一つの視点として、児童生徒にとって安心安全な居場所としての魅力ある学校づくりや、教育相談体制の充実、不登校児童生徒に対するアセスメントやケース会議を踏まえ、ICT や民間団体等も活用した支援の実施。

③ 自殺 (第8章)

- ・ 命の大切さなどに係る教育を行うとともに、「SOS の出し方に関する教育を包含した自殺予防教育」として、児童生徒が、自他の「心の危機に気付く力」と「相談する力（援助希求的態度）」を身につける教育を実施。
- ・ 自殺のサインの事例（自傷行為の深刻化、投げやりな態度が目立つ など）を踏まえながら、自殺の危険の高い児童生徒の早期発見・早期対応に資する取組が必要。
- ・ 自殺が発生した際の基本的な対応として、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」について記載。

④ 校則 (3.6.1 校則の運用・見直し)

- ・ 校則は、学校が教育目的を実現するため、校長の権限で制定するものであり、地域の状況や社会の変化等を踏まえ、絶えず見直すことが必要。
- ・ 見直しの過程で児童生徒が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成や自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有する。
- ・ 校則の内容を普段からホームページ等に公開しておくことや、校則の策定や見直しの際の手続きについても示しておくことが適切。
- ・ 学校や教育委員会における校則の見直しの取組事例について記載。(※)

(※)各学級等において校則の見直しについて議論。校則をHPに掲載するとともに、校則の改定手続きを明文化。

⑤ 子供の権利 (1.5.1 児童の権利の理解)

(児童の権利に関する条約)

- ・ 生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の4つの原則の理解が重要。(※)
(※) 差別の禁止、児童の最善の利益、生命・生存・発達に対する権利、意見を表明する権利
- ・ 安全・安心な学校づくりの基本として、教職員、児童生徒、保護者、地域においても児童の権利条約の理解が求められる。

(こども基本法)

- ・ 令和4年6月に公布されたこども基本法の基本理念 (※) について記載。

(※) こども基本法第3条：基本的人権の尊重・差別の禁止、意見を表明する機会の確保、意見の尊重 など

⑥ 性的マイノリティ (12.5 「性的マイノリティ」に関する課題と対応)

- ・ 性同一性障害・性的マイノリティに係る平成27年通知に基づき記載。
- ・ 教職員への適切な理解の促進や、教職員の人権感覚の醸成が重要。また、相談体制の整備や、教育委員会や医療機関等の関係機関との連携も重要。
- ・ 学校においては、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要。文科省通知に基づき、性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例 (自認する性別の制服・衣服や体操着の着用の許可、髪型への配慮等) について記載。

3. 今後のスケジュール

今秋を目途に文部科学省HPにて公開予定。

今後、改訂内容等については、生徒指導担当者会議等において周知する予定。